

通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

重要事項説明書

(平成30年4月1日)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0478-80-3245 (午前9時～午後5時まで)
担当者名 海上 孝 (管理者)

2. 東庄町デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名称	東庄町デイサービスセンター 介護保険事業所番号 (千葉県第 1275300026 号)
所在地	香取郡東庄町石出2692-4
サービス提供地域 ※1	東庄町・銚子市・旭市・香取市

※上記の地域以外でもご希望の方はご相談下さい

(2) 職員体制

管理者 1名
生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従1名以上
看護職員 営業日ごとに1名以上
機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上
介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて、利用者数15名までは1名以上、それ以上5または端数を増すごとに加えた数以上

(3) 設備概要

定員	31名	静養ベッド	1床
食堂・機能訓練室	1室 95.63㎡	相談室	1室
浴室	一般浴	送迎車	5台

(4) 営業日およびサービス提供時間

営業日	毎日	午前9:00～午後4:15
定休日	12月29日～1月3日	

3. サービス内容

(1) 送迎

- 送迎を必要とする利用者へ送迎サービスを提供します。
- 利用者の状態並びに介護者の状況や住所地の状況等を考慮して、少しでも安全で安楽な方法によるサービスを提供します。
- サービス提供地域以外の送迎費用

通常の実施地域を超えた地域から、片道 おおむね 20 キロ未満。	500 円
通常の実施地域を超えた地域から、片道 おおむね 40 キロ未満。	1,000 円

- (2) 日常生活基本介護
利用者個々の状態を把握し、身体機能の維持向上と QOL を主にして、自立支援に向けたサービスを提供します。
- (3) 趣味生きがい介護
趣味、嗜好や性格等その他の諸条件に適した活動が選べるよう内容を考慮し、個々の選択や意思が反映できるよう個別に働きかけ援助します。
- (4) 食 事
食事の楽しさ、食べることの喜びを実感していただけるよう準備します。
- (5) 口腔機能向上
口腔機能の低下している方またはおそれのある方に対し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しなど一連のプロセスを実施します。
- (6) 機能訓練
体力の機能低下を防ぐために必要な訓練および日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を提供します。
- (7) 生活・介護相談
在宅でかかえる福祉・医療・保健等の心配ごとや疑問等の相談を受け、在宅生活が維持できるように援助していきます。
- (8) 健康チェック
利用者にバイタルチェックを行い、身体状況を観察把握し、健康面に細心の注意をはらうとともに、利用者および家族に適切なアドバイスをしていきます。
- (9) 入 浴
個別サービス計画に基づき、利用者の身体状況あった安全で適切な方法で提供し、プライバシーの保護に努めます。
- (10) 中重度者ケア
中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、中重度の要介護者であっても社会性の継続を図り、在宅生活の継続に資するケアを実践します。
- (11) 家族介護相談室
介護者の知識や技術を高める場として介護教室を開催します。また、介護者同士の交流の場、癒しの場となるよう努めます。

4. 料 金

〈介護保険給付対象サービス〉 ※通常規模型事業所の料金です

- ・ デイサービス利用料 単独型 () の数字は単位を示す
通所介護 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

	1 日あたりの利用料	保険適用時 1 割あたりの額
要介護 1	¥ 6, 4 5 0 (645)	¥ 6 4 5

要介護2	¥7,610 (761)	¥761
要介護3	¥8,830 (883)	¥883
要介護4	¥10,030 (1,003)	¥1,003
要介護5	¥11,240 (1,124)	¥1,124

※提供時間については、送迎時間の都合により6時間以上7時間未満の提供時間になる場合があります。

★中重度者ケア体制加算 1回あたり450円(45単位)

★サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1回あたり60円(6単位)

★入浴介助加算 1回あたり500円(50単位)

★口腔機能向上加算 1回あたり1,500円(150単位)

※月2回まで。原則3ヶ月間の目標と評価による。

※尚、利用者の負担額は負担割合証に準じた額となります。

5. 料 金

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

	1月あたりの利用料	保険適用時1割あたりの額
事業対象者(週1回程度利用)	¥16,470 (1,647)	¥1,647
要支援1(週1回程度利用)	¥16,470 (1,647)	¥1,647
要支援2(週2回程度利用)	¥33,770 (3,377)	¥3,377

★生活機能向上グループ活動加算 1月あたり1,000円(100単位)

★サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1 1月あたり240円(24単位)
要支援2 1月あたり480円(48単位)

★口腔機能向上加算 1月あたり1,500円(150単位)

※原則3ヶ月間の目標と評価による。

※尚、利用者の負担額は負担割合証に準じた額となります。

〈通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス共通〉

★介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数に5.9%を乗じた単位数で算定されます

〈介護保険給付対象外サービス〉

★通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを要する時間(事業所の営業時間帯)を超えるサービス

30分 500円

1時間 1,000円 ※以降30分毎に500円追加

★昼食費	500円	} 実 費
★おやつ代	100円	
★その他		

- ・当センターの紙おむつを利用した場合
リハビリパンツ 1枚 実費
紙おむつ・尿パット 1枚 実費
 - ・コピーの交付代 1枚 20円
- ※作業（制作）や趣味活動等にかかる費用は、実費となります。

(2) 支払方法

- ・当月利用分の請求明細は翌月15日までに送付し、料金は原則、翌月の27日に金融機関から引き落とされますので、それまでにご入金下さい。

6. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

7. その他

- ・利用者のご使用になる、内服及び外用薬、衛生材料（ガーゼ・テープ等）は、利用者にご準備していただきます。
- ・利用者のご使用になった、医療廃棄物（注射器や注射針、カテーテル、排泄バック等）の廃棄は、ご利用者に行っていただきます。
尚、医療廃棄物の回収時は、回収用バック等をご持参ください。

8. サービス内容に関する相談、苦情担当

- ① 当センターご利用者・苦情担当（生活相談員）岩田 広子
電話 0478-80-3245 FAX0478-80-3246
(受付時間 午前9時から17時まで)

②行政機関その他苦情受付機関

東庄町健康福祉課	東庄町石出2692番地4 電話番号：0478-80-3300 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日曜、祝日、年末年始を除く）
銚子市高齢者福祉課	銚子市若宮町1-1 電話番号：0479-24-8755 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日曜、祝日、年末年始を除く）

香取市高齢者福祉課	香取市佐原口 2127 電話番号：0478-50-1208 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日曜、祝日、年末年始を除く）
旭市高齢者福祉課	旭市ニの 1920 番地 電話番号：0479-62-5308 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日曜、祝日、年末年始を除く）
千葉県国民健康保険 団体連合会介護保険 課	千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 電話番号：043-254-7428 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日曜、祝日、年末年始を除く）

通所介護及び介護予防・日常生活総合支援事業通所型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

事業者

事業者 千葉県香取郡東庄町笹川い 4 7 1 3 - 1 3 1
東庄町長 岩田 利雄 印

事業所 東庄町デイサービスセンター

管理者 海上 孝

住 所 千葉県香取郡東庄町石出 2692-4

説明者 管理者・生活相談員・その他（ ）

印

契約書および本書面により、事業者から通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族または代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 ()